

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年 2月 7日 |
| 【四半期会計期間】 | 第109期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） |
| 【会社名】 | 日本製罐株式会社 |
| 【英訳名】 | NIHON SEIKAN K.K. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 城座 隆夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地 |
| 【電話番号】 | 大宮局（048）665 - 1251 代表 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経理部長 井上 淳嗣 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地 |
| 【電話番号】 | 大宮局（048）665 - 1251 代表 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経理部長 井上 淳嗣 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第108期 第3四半期 累計期間 | 第109期 第3四半期 累計期間 | 第108期 |
|-----------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年4月1日 至平成24年12月31日 | 自平成25年4月1日 至平成25年12月31日 | 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 |
| 売上高 (千円) | 4,093,411 | 4,133,585 | 5,283,389 |
| 経常利益又は経常損失() (千円) | 105,310 | 5,487 | 130,184 |
| 四半期(当期)純利益 (千円) | 5,553 | 3,824 | 13,663 |
| 持分法を適用した場合の投資利益又は 投資損失() (千円) | 27,263 | 21,075 | 88,096 |
| 資本金 (千円) | 630,000 | 630,000 | 630,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 11,600,000 | 11,600,000 | 11,600,000 |
| 純資産額 (千円) | 2,138,235 | 2,723,646 | 2,274,263 |
| 総資産額 (千円) | 8,663,717 | 9,278,651 | 8,485,156 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円) | 0.48 | 0.33 | 1.18 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円) | - | - | - |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 24.68 | 29.30 | 26.80 |

| 回次 | 第108期 第3四半期 会計期間 | 第109期 第3四半期 会計期間 |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年10月1日 至平成24年12月31日 | 自平成25年10月1日 至平成25年12月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 0.04 | 2.46 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり第108期及び第108期第3四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第109期第3四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

平成25年4月1日に、当社の関連会社であるJNMホールディングス株式会社と同社の100%子会社であるJFE製缶株式会社及び太陽製罐株式会社が合併し、新生製缶株式会社となりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

販売実績

当社の第3四半期累計期間の売上高は、主力品である18L缶においてラミネート缶の数量が回復したことにより前年同四半期累計比52百万円増加いたしました。一方、美術缶では需要の回復により第2四半期比5百万円増加したものの、前年同四半期累計比では22百万円の減少となり、売上高合計では前年同四半期累計比で40百万円の増加となりました。製品別の売上高は、以下のとおりとなっております。

製品別売上高 (単位：百万円、%)

| | 前年同四半期累計 | | 当第3四半期累計 | | 前年同四半期比 | |
|------|----------|-------|----------|-------|---------|-----|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| 18L缶 | 2,878 | 70.3 | 2,931 | 70.9 | 52 | 1.8 |
| 美術缶 | 1,051 | 25.7 | 1,029 | 24.9 | 22 | 2.1 |
| その他 | 163 | 4.0 | 173 | 4.2 | 9 | 5.8 |
| 計 | 4,093 | 100.0 | 4,133 | 100.0 | 40 | 1.0 |

損益実績

上記売上高に対し、労務費や消耗品費の削減等により原価を抑え、売上総利益は451百万円と前年同四半期累計比90百万円増加しました。

営業利益につきましては、人件費や手数料を中心に経費の削減を積極的に行い、64百万円の損失（前年同四半期累計比102百万円の改善）となりました。

経常利益につきましては、金融費用の減少による営業外収支の改善があった結果、5百万円の黒字計上となりました。これは、前年同四半期累計比で110百万円の改善となります。

この結果、四半期純利益は3百万円となり、前年同四半期累計比1百万円の減少となりました。なお、前年同四半期累計期間においては、特別利益として投資有価証券売却益を111百万円計上しておりました。

(2)財政状態

当第3四半期会計期末における資産合計は9,278百万円となり、前事業年度末に比べ793百万円の増加となりました。

主な増減要因は、以下のとおりであります。

- ・流動資産は、現金及び預金の増加114百万円、受取手形及び売掛金の増加170百万円、棚卸資産の減少52百万円等の要因で234百万円の増加となりました。

- ・固定資産は、減価償却等による有形固定資産の減少64百万円、無形固定資産の減少31百万円、株価の値上がりに伴う投資有価証券の増加681百万円等による投資その他の資産の増加654百万円等の要因で、559百万円増加しました。

当第3四半期会計期間末における負債合計は6,555百万円となり、前事業年度末に比べ344百万円の増加となりました。

主な増減要因は、以下のとおりであります。

- ・流動負債は、支払手形及び買掛金の増加226百万円、有利子負債（短期借入金及び1年以内返済予定の長期借入金）の減少79百万円等の要因で、159百万円の増加となりました。

- ・固定負債は、長期借入金の減少45百万円、投資有価証券の時価差額の増加に伴う繰延税金負債の増加237百万円等の要因で、185百万円の増加となりました。

当第3四半期会計期末における純資産合計は、2,723百万円となり、前事業年度末に比べ449百万円の増加となりました。

主な増減要因は、以下のとおりであります。

- ・株主資本は、四半期純利益3百万円の要因で、3百万円増加しました。
- ・評価・換算差額等は、株価の値上がりによるその他有価証券評価差額金の増加により440百万円の増加となりました。

当第3四半期会計期末の有利子残高（長短借入金）は3,764百万円となり、前事業年度末に比べ124百万円の減少となっております。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、194千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因

需要動向

当第3四半期累計期間の売上高は前年同四半期比増収となっておりますが、当社を取り巻く事業環境は、少子高齢化、容器素材の多様化による金属缶の需要減少という需要動向の下で激しい競争が続いております。

なお、当第4四半期会計期間においては、消費税の駆け込み需要が見込まれますが、引き続き厳しい需要動向を見込んでおります。

原材料価格の高騰

主原料である鉄鋼薄板の価格は高止まりの状態にあり、引続き収益の圧迫要因となっております。

当社といたしましては、引続き生産効率の改善に努め、原価低減に努力してまいります。

有利子負債残高

前述のとおり、当社の有利子負債は引続き高水準にあり、今後の金利動向によっては収益の圧迫要因となる可能性を抱えております。

（6）経営戦略の現状と見通し

収益体質の改善

当社は、次項「生産効率の改善」の他、原価の変動に見合った販売価格の設定、事務効率の改善による経費の削減等を推進し、収益体質を強化し、営業損益の黒字化を図ってまいります。

生産効率の改善

当社は、販路の拡大による増産効果とともに、生産技術・開発技術の向上による生産効率の改善を目指しております。

有利子負債の圧縮による財務体質の改善

当第3四半期会計期間末における有利子負債残高は3,764百万円となり、前事業年度末比124百万円の減少となっておりますが、当社は、従前より「営業活動によるキャッシュ・フローを重点的に財務体質の改善に振り向けていく」との方針を採っており、今後ともこの方針を継続してまいります。平成29年3月期末に3,000百万円まで圧縮することを目標としております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 49,000,000 |
| 計 | 49,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成26年2月7日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|----------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 11,600,000 | 11,600,000 | 東京証券取引所 (市場第二部) | 単元株式 数 1,000 株 |
| 計 | 11,600,000 | 11,600,000 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 平成25年10月29日 |
| 新株予約権の数(個) | 48 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 48,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円/株) | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年11月13日 至 平成55年11月12日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 107 資本組入額 54 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 | (注)4 |

(注)1. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される1株当たりのオプション価格(公正価格)に付与株式数(下記2.(1)で定義される。)を乗じて得た金額とする。ただし、当社は本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし(以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成25年11月13日から平成55年11月12日とする。
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記2.(3)の期間内において、当社の取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記4.に従って、新株予約権者に再編対象会社(下記4.で定義される)の新株予約権が交付される場合は、この限りでない。
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者が死亡した日の翌日から1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記2.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記2.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記3に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数(株) | 発行済株式 総数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額(千円) | 資本準備金 残高(千円) |
|----------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成25年10月1日～ 平成25年12月31日 | - | 11,600,000 | - | 630,000 | - | 136,773 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 27,000 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 11,499,000 | 11,499 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 74,000 | - | - |
| 発行済株式総数 | 11,600,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 11,499 | - |

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|------------|------------------------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| 日本製罐株式会社 | 埼玉県さいたま市 北区吉野町2-275 | 27,000 | - | 27,000 | 0.24 |
| 計 | - | 27,000 | - | 27,000 | 0.24 |

(注)なお、第3四半期末現在の自己名義所有株式数は、29,956株となっています。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人セントラルによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日) |
|-----------------|------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 686,263 | 800,652 |
| 受取手形及び売掛金 | ² 1,590,787 | ² 1,761,446 |
| 商品及び製品 | 116,577 | 96,036 |
| 仕掛品 | 355,494 | 322,023 |
| 原材料 | 75,567 | 76,643 |
| その他 | 21,229 | 23,959 |
| 貸倒引当金 | 2,491 | 2,977 |
| 流動資産合計 | 2,843,428 | 3,077,783 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 4,704,472 | 4,724,202 |
| 減価償却累計額 | 2,899,438 | 2,975,332 |
| 建物(純額) | 1,805,034 | 1,748,870 |
| 構築物 | 159,309 | 163,643 |
| 減価償却累計額 | 144,981 | 147,022 |
| 構築物(純額) | 14,328 | 16,621 |
| 機械及び装置 | 5,338,095 | 5,447,238 |
| 減価償却累計額 | 4,912,403 | 5,002,973 |
| 機械及び装置(純額) | 425,692 | 444,265 |
| 車両運搬具 | 51,211 | 51,211 |
| 減価償却累計額 | 48,776 | 49,745 |
| 車両運搬具(純額) | 2,434 | 1,465 |
| 土地 | 108,232 | 108,232 |
| 建設仮勘定 | 27,800 | 1,400 |
| その他 | 336,122 | 341,621 |
| 減価償却累計額 | 314,215 | 321,787 |
| その他(純額) | 21,907 | 19,833 |
| 有形固定資産合計 | 2,405,428 | 2,340,687 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 111,604 | 80,583 |
| その他 | 577 | 577 |
| 無形固定資産合計 | 112,182 | 81,161 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,286,150 | 1,967,528 |
| 関係会社株式 | 1,059,995 | 1,059,995 |
| 賃貸不動産 | 1,500,938 | 1,502,718 |
| 減価償却累計額 | 732,950 | 759,149 |
| 賃貸不動産(純額) | 767,987 | 743,568 |
| その他 | 9,985 | 7,927 |
| 投資その他の資産合計 | 3,124,117 | 3,779,019 |
| 固定資産合計 | 5,641,728 | 6,200,868 |
| 資産合計 | 8,485,156 | 9,278,651 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,514,675 | 1,741,179 |
| 短期借入金 | 774,000 | 667,800 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 939,400 | 966,400 |
| 未払法人税等 | 4,274 | 3,225 |
| 未払事業所税 | 18,058 | 13,543 |
| 賞与引当金 | 19,128 | 8,362 |
| その他 | 192,083 | 220,174 |
| 流動負債合計 | 3,461,619 | 3,620,684 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2,175,700 | 2,130,400 |
| 繰延税金負債 | 467,323 | 704,645 |
| 役員退職慰労引当金 | 25,542 | 18,447 |
| 資産除去債務 | 11,059 | 11,166 |
| その他 | 69,648 | 69,661 |
| 固定負債合計 | 2,749,273 | 2,934,321 |
| 負債合計 | 6,210,893 | 6,555,005 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 630,000 | 630,000 |
| 資本剰余金 | 136,773 | 136,773 |
| 利益剰余金 | 1,033,041 | 1,036,865 |
| 自己株式 | 3,718 | 4,037 |
| 株主資本合計 | 1,796,096 | 1,799,601 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 478,167 | 918,908 |
| 評価・換算差額等合計 | 478,167 | 918,908 |
| 新株予約権 | - | 5,136 |
| 純資産合計 | 2,274,263 | 2,723,646 |
| 負債純資産合計 | 8,485,156 | 9,278,651 |

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|---------------|--|--|
| 売上高 | 4,093,411 | 4,133,585 |
| 売上原価 | 3,732,049 | 3,681,730 |
| 売上総利益 | 361,362 | 451,854 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 運賃及び荷造費 | 191,400 | 202,731 |
| 従業員給料及び手当 | 108,508 | 109,208 |
| 役員報酬 | 44,208 | 41,080 |
| 株式報酬費用 | - | 1,284 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,909 | 2,585 |
| 支払手数料 | 42,213 | 37,307 |
| 減価償却費 | 42,827 | 40,727 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 6,578 | - |
| その他 | 90,002 | 81,608 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 528,647 | 516,531 |
| 営業損失() | 167,284 | 64,677 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 274 | 102 |
| 受取配当金 | 28,201 | 26,904 |
| 不動産賃貸料 | 142,127 | 139,695 |
| 雑収入 | 13,277 | 10,467 |
| 営業外収益合計 | 183,880 | 177,169 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 51,065 | 48,231 |
| 手形売却損 | 5,066 | 5,221 |
| 売上債権売却損 | 3,151 | 823 |
| 電子記録債権売却損 | - | 645 |
| 不動産賃貸費用 | 27,868 | 25,884 |
| 賃貸建物減価償却費 | 34,755 | 26,198 |
| 営業外費用合計 | 121,906 | 107,005 |
| 経常利益又は経常損失() | 105,310 | 5,487 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 111,858 | 246 |
| 特別利益合計 | 111,858 | 246 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 379 | - |
| 特別損失合計 | 379 | - |
| 税引前四半期純利益 | 6,168 | 5,733 |
| 法人税等 | 615 | 1,909 |
| 四半期純利益 | 5,553 | 3,824 |

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(役員退職慰労引当金)

当社は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。その支給の時期は各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的な金額・方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任されております。このため、当該支給見込額につきましては引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日) |
|---------|-----------------------|-----------------------------|
| 受取手形割引高 | 485,185千円 | 528,951千円 |

2 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が期末残高に含まれております。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------------|
| 受取手形 | 6,970千円 | 6,485千円 |

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 262,195千円 | 236,977千円 |

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(持分法損益等)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日) |
|-----------------------------|--|--|
| 関連会社に対する投資の金額 | 1,059,995千円 | 1,059,995千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 472,398千円 | 493,474千円 |
| | 前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
| 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失()の金額 | 27,263千円 | 21,075千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

当社は、製缶事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

当社は、製缶事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 0円48銭 | 0円33銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(千円) | 5,553 | 3,824 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(千円) | 5,553 | 3,824 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 11,574,324 | 11,571,618 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり第108期第3四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第109期第3四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月7日

日本製罐株式会社

取締役会 御中

監査法人セントラル

代表社員 公認会計士 泉 智 雄 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 関 口 俊 雄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製罐株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第109期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本製罐株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。